第１４号様式（第８条関係）
（その１）

受付 1.5.13 収支公開室 第 号

平成 30 年分
（ 開催分）

収　支　報　告　書

1. 政治団体の名称（ふりがな）（しゃかいほしょうせいさくこんわかい） 社会保障政策懇話会

2. 主たる事務所の所在地 〒343-0834　埼玉県越谷市蒲生愛宕町２番８－５号

3. 代表者の氏名 砂子昌利

4. 会計責任者の氏名 吉坂純一

事務担当者の氏名
吉坂純一
（電話） 03-3508-7163

埼玉県 収受 31.4.22 選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
☑ ２以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名：田村憲久
公職の種類（現職・候補者の別）：衆議院議員（現職）（現職・候補者等）

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード	収受	入力	枚数	

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

1306

102140

収　支　の　状　況

（その２）

1.　収支の総括表

収　入　総　額	十億 43,155,134 千 円
（前年からの繰越額）	9,815,134
（本年の収入額）	33,340,000
支　出　総　額	5,333,736
翌　年　へ　の　繰　越　額	37,821,398

2.　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数	

(2) 寄　附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個　人　か　ら　の　寄　附		
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		
(ｳ) 政　治　団　体　か　ら　の　寄　附		
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		
イ 政　党　匿　名　寄　附		
合　計　(ア＋イ)	0	

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
社会保障勉強会関連事業	3,720,000	H30.3.27 東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ
社会保障勉強会関連事業	4,240,000	H30.8.3　東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ
田村憲久君を応援する会	21,100,000	H30.11.1 東京都千代田区永田町2-10-3　ザ・キャピトルホテル東急
社会保障勉強会関連事業	4,280,000	H30.12.18　東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ
この頁の小計	33,340,000	
合計	33,340,000	

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
田村憲久君を応援する会	十億 千 円 21,100,000	1,055	H30年11月1日	ザ・キャピトルホテル東急　東京都千代田区永田町2-10-3	
この頁の小計	21,100,000				
合計	21,100,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	H30.3.27開催 社会保障勉強会	
			対価の支払をした者の区分	3．政治団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
日本医師連盟	500,000	H30・3・5	東京都文京区本駒込5-73-3 駒込SKビル	横倉 義武	
製薬産業政治連盟	300,000	H30・3・13	東京都中央区日本橋本町3－4－18昭和薬貿ビル	手代木 功	
日本歯科医師連盟	300,000	H30・3・16	東京都千代田区九段北4－1－20 歯科医師会館	高橋 英登	
この頁の小計	1,100,000				
合計	1,100,000				

（その11）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	H30.8.3開催 社会保障勉強会	
			対価の支払をした者の区分	3．政治団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
日本歯科医師連盟	300,000	H30・7・25	東京都千代田区九段北４－１－２０　歯科医師会館	高橋　英登	
日本医師連盟	500,000	H30・8・6	東京都文京区本駒込5-73-3　駒込SKビル	横倉　義武	
この頁の小計	800,000				
合計	800,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	H30.11.1開催 旧村憲久君を応援する会	
			対価の支払をした者の区分	2. 法人その他団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
医療法人 秀峰会	500,000	H30・10・16	埼玉県越谷市七左町４－３５８	中村 吉伸	
この頁の小計	500,000				
合計	500,000				

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	H30.11.1開催 田村憲久君を応援する会	
			対価の支払をした者の区分	3．政治団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
日本医師連盟	500,000	H30・10・10	東京都文京区本駒込5-73-3 駒込SKビル	横倉 義武	
全国介護政治連盟	500,000	H30・10・17	東京都千代田区平河町２－７－１塩崎ビル7階	久藤 妙子	
在宅医療政治連盟	400,000	H30・10・18	東京都千代田区平河町二丁目１６－２平河町森タワー１５０６	島田 潔	
健康保険政治連盟	400,000	H30・10・19	東京都港区南青山1-24-4健保連本部ビル	大塚 陸毅	
製薬産業政治連盟	300,000	H30・10・19	中央区日本橋本町３－４－１８昭和薬貿ビル	手代木 功	
この頁の小計	2,100,000				
合計	2,100,000				

（その11）

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	H30.12.18開催 社会保障勉強会	
			対価の支払をした者の区分	３．政治団体	
対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
日本医師連盟	500,000	H30・11・9	東京都文京区本駒込5-73-3 駒込SKビル	横倉 義武	
日本歯科医師連盟	300,000	H30・12・17	東京都千代田区九段北４－１－２０ 新歯科医師会館	高橋 英登	
	千億 予 円				
この頁の小計	800,000				
合計	800,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
	十億 千 円		
1 経常経費			
(1) 人件費	180,000		
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費			
(4) 事務所費	59,019		
小計	239,019	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費			
(2) 選挙関係費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	5,094,717	0	
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣伝事業費			
ウ 政治資金パーティー開催事業費	5,094,717		
エ その他の事業費			
(4) 調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			
小計	5,094,717	0	
合計	5,333,736		

（その14）

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			4．事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
H29年度政治資金監査報告書作成代	十億 千 円 48,895	H30.05.29	岸勲公認会計士・税理士事務所	神奈川県相模原市南区南大野5-29-11	
この頁の小計	48,895				
その他の支出	10,124				
合計	59,019				

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分　政治資金パーティー開催事業費（社会保障勉強会Ｈ30年3月27日開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会議室料	十億 千 円 729,512	H30.04.06	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	729,512				
その他の支出					
合計	729,512				

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分　政治資金パーティー開催事業費（社会保障勉強会Ｈ30年8月3日開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状発送費	十億　千　円 24,600	H30.06.25	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会議室料	759,526	H30.08.24	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	784,126				
その他の支出					
合計	784,126				

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分　政治資金パーティー開催事業費（田村憲久君を応援する会H30年11月1日開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状発送費	39,775	H30.08.29	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
案内状印刷費	十億 414,千396円	H30.10.04	株式会社イチエ	東京都中央区新川1-15-3	
会場持込酒代	33,694	H30.10.27	スーパーベルクス浮間舟渡店	東京都板橋区舟渡1-6-22	
会場持込酒代	38,880	H30.11.2	多気ブックセンター株式会社	三重県多気郡多気町相可1562-1	
記念品代	302,649	H30.11.2	T2の菓子工房ハーバー店	三重県津市柳山津興384-2	
会議室料	2,030,987	H30.11.21	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
この頁の小計	2,860,381				
その他の支出	7,236				
合計	2,867,617				

（その15）

（３） 政治活動費の内訳			項目別区分　政治資金パーティー開催事業費（社会保障勉強会Ｈ30年12月18日開催費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状発送費	24,600	H30.10.11	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会議室料	688,862	H30.12.26	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	713,462				
その他の支出					
合計	713,462				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 4 月 22 日

政治団体の名称　社会保障政策懇話会

会計責任者の氏名　吉坂純一　吉坂

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名　　印

政治資金監査報告書

平成３１年４月１５日

社会保障政策懇話会
代表　砂　子　昌　利　殿

登録政治資金監査人　岸　徹
登　録　番　号　第１６１０号
研修修了年月日　平成21年7月6日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、社会保障政策懇話会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、社会保障政策懇話会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

社会保障政策懇話会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、社会保障政策懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上